



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学法学会記事
Citation	北大法学論集, 66(6), 207-217
Issue Date	2016-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61193
Type	other
File Information	lawreview_vol66no6_08.pdf



北海道大学法学会記事

〇二〇一五年一〇月一六日 午後三時から

「正義による社会的癒し——歴史的不正義による傷の癒しについてのアメリカ合衆国の協同的責任」(Social Responsibility Through Justice: The U.S. Collaborative Responsibility for Healing the Wounds of Historic Injustice)

報告者 エリック・ヤマモト氏

(ハワイ大学ロースクール・F・コレマン特別教授)

参考文献 Interracial Justice: Conflict & Reconciliation in Post-Civil Rights America (NYU Press, 1999); Race, Rights and Reparation: Law and the Japanese American Internment (2nd ed.) (Wolters Kluwer, 2013)

出席者 五〇名

一、北大のグローバル教育化の動きの一環で、いわゆる「トップコラボ事業」(海外のトップランナーの招聘事業)が全学的に進行していて、法学部・法学研究科では、特に補償問題に焦点を当てて、事業を進めているが、今回の企画はその第四弾である。今回お迎えしたヤマモト教授は、その代表格の論客であり、とくに日系アメリカ人の収容問題及びハワイ原住民の補償問題の第一人者である。そして近時は、東アジアの補償問題、例えば、アイヌ民族問題、慰安婦問題、濟州島の悲劇について分析する論文を書かれている (Eric Yamamoto & Ashley Obrey, *Reframing Redress: A "Social Healing Through Justice" Approach to United States-Native Hawaiian and Japanese Amino Reconciliation Initiatives*, 16 ASIAN AM. L.J. 5 (2009); do. & Sara Lee, Korean "Comfort Women" Redress 2012 Through the Lens of U.S. Civil and Human Rights Reproductive Justice Experiences, 11 J. KOREAN L. 123 (2012); do. & Miyoko Pettit and Sara Lee, *Unfinished Business: A Joint South Korea and United States Jeju 4.3 Tragedy Task Force to Further Implement Recommendations and Foster Comprehensive and Enduring Social Healing Through Justice*, 15 ASIAN-PACIFIC L. & POL'Y J. 2 (2014)) などお題目やキーワード。

二、ヤマモト教授のレクチャーでは、関係和解ないし「正義による社会的癒し」のプロセスに関する教授の長年の持論である「四つのR」、つまり、第一に、「承認」(Recognition) (歴史的不正義の事実の承認)、第二に、「責任」(Responsibility) (不正義に事実に関わる責任の認識)、第三に、「再構築」(Reconstruction) (加害・被害者の相互の関係の再構築)、そして第四に、「補償」(Reparation) (誠実な謝罪、補償、記念碑・記念館の建設など)の順序でなされていくという理論枠組みがまず示されて、この枠組みで、三つの重要問題である(a)「日系アメリカ人の収容問題」、(b)「ハワイ原住民問題」、(c)「済州島の悲劇」に分析し、その各々の社会的癒し状況について、(a)は「明るく」、(b)は「灰色」で、(c)は「暗い」と評価された。

その事情説明として、第一の場合である「日系アメリカ人収容問題」は、一九四二年二月の「行政命令九〇六六号」により、一二万人もの日系アメリカ人が収容された事件であるが、F・コレマツ氏などは、収容を拒否して有罪となり、これは憲法上の平等保護、デュープロセス条項に反して意見だと争ったが、一九四四年の連邦最高裁判決 (Korematsu v. U.S., 323 U.S. 214 (1944)) は合憲だとしていた。軍事上の必要性から大量収

容は正当化されたのである。

しかしその際には、デウィット軍事長官は、人種差別的な信条を持っていて、日系アメリカ人は、敵性民族 (enemy race) として内在的に不忠誠との人種的なステレオタイプ化をし、実は不忠誠行為等しておらず、軍事的必要性はなかった旨の証拠を隠滅していたのである。しかし戦後時代が下り、この問題についての真実・和解委員会が発足し、その調査により、「軍事的必要性」がないことを政府上層部は知りつつも、アメリカ社会の白人の恐怖を鎮めるために、「軍事的必要性」に関する故意の偽りがなされたことが明らかとなった。これを前



北大での講演

提として、一九八三年にコレマツ氏の第二次訴訟（自己誤審令状（writ of coram nobis）による訴訟）が提起され、ここに若きヤマモト教授（当時弁護士）も加わり、翌八四年には、勝訴し、同氏の有罪の無効化がなされ、日系米人全員について正当化が図られた。そしてそれを機縁に一九八八年の民事責任法が導かれ、当時のレーガン大統領はこれに署名し、これによって、過去の不正義は明記されて承認され、それによる傷の癒しがなされた。当時冷戦終焉のために、アメリカ合衆国は民主主義の正統性を確保する必要もあり、このような補償・関係和解行為により、国際的支持も得られたのである。

第二は、「ハワイ原住民問題」だが、一九九三年にハワイ王国は、アメリカ本土からの侵略を受けて転覆され（その理由として、プランテーション化、無関税の砂糖市場追求及び軍事コントロールである）、一九九八年マッキンリー大統領時にアメリカ合衆国に併合されたが、その際には、政治家やメディアは、ハワイ人を未開・野蛮だと性格づけて、ハワイ原住民からの土地の奪取、ハワイ文化の抑圧、家族の強制移住などの不正義を行った。しかしその一世紀後の一九九三年に連邦議会は謝罪決議を行い、クリントン大統領は関係和解に向けて乗り出し、二〇〇〇年の報告書では、民族自決権、道義的責任（補償）、

土地返還・回復が謳われ、具体的には、カホーラウエ島（マウイ島の南西部の島）の信託的返還、ハワイ原住民の医療・教育・住宅プログラム支援、自己統治立法が説かれた。これを受けたアカカ法案が出されたが、ブッシュ大統領になり、人種基底的な白人差別だとして、関係和解の動きは後退・中断している（オバマ大統領は、これに対して法案に当初好意的だったが、事態は好転せず、二〇〇〇年の判決では、逆向きの原住民にとって後ろ向きの判断をする）。その意味で状況は「灰色」というわけである。

第三は、「済州島の悲劇」だが、ここでは、「赤の島」との誤った前提の下に公式数字で三万人もの島民が殺され（それは全体の五分の一）、半分以上もの村が破壊された。これについては、数十年を経た二〇〇〇年に特別法が制定されて、真実・和解委員会が発足し、二〇〇三年には報告書が作成され、社会的癒しは始まっているが、まだ不完全である。課題は、犠牲者の得的、済州島民と軍隊との関係の再構築の欠如、経済的賠償の欠如、恨の継続、アメリカの責任に関する議論の欠如であり、アメリカの責任の将来的展開はこれからということ、まだまだ「暗い」状況なのだとされた。

三、教授の補償論(正義による社会的癒し)の根拠付けとして、グローバルな安全、責任ある経済発展という国際秩序形成において重要な民主主義の道徳的権威の基礎として、各国の人権との関わりが問われ、「補償上の正義」(reparative justice)が不可欠のものとなるとされる。その後吉田は、副報告として、『日本の補償法学者が濟州島の関係和解を見る——ヤマモト教授の講義を受けて』と題する発表を行った。その内容は、ヤマモト教授の報告を補強する説明を行うほか、質問ないし課題として挙げたのは、補償ないし関係和解の進捗度の相違は様々な原因から説明できる(例えば、ホロコーストの補償の進展は、ユダヤ民族のアメリカ社会における影響力の大きさからである)が、うまく行かない場合(例えば、わが国における慰安婦問題)にどのように課題に対処したらよいか、その将来的な指針・見取り図に関することであった。

ヤマモト教授の刺激的な講演を受けて、北大の側からの議論も活発になされて、例えば、会沢教授や尾崎教授の質問も吉田の質問と触れ合うものだった。これに対する、ヤマモト教授の回答は、この人権問題に関する教育の充実と、関係和解進展のための政治的組織化ないし動員力も重要とされた。つまり、まずは幅広い学際的研究により、理論的レベルでの補償(社会的

癒し)の道義的原理を確立させ、続いてそれをどのように手堅く政治的行為につなげていくかが勝負だとされた。その他先住民民族問題に詳しい丸山博名誉教授(室蘭工業大学)は、アイヌ民族とハワイ原住民とを比較して、どうして関係和解の状況が異なるのかについて議論された。さらにこの研究会には、済州国立大学からの学生参加があり、彼ら(彼女ら)からは、済州島の悲劇についての補償の進捗状況は、決して望ましいものではなく、その歴史的不正義の事実の理解度は、未だ広がっていないとの事情説明もなされた(オ・ユジンさんの発言)。講師のヤマモト教授は、こうした活発な議論に大変感銘を受けられたようである。

四、さらに同教授とは、翌一〇月一七日の六時半から二時間にわたり、『アイヌ民族との懇談会——アイヌ民族の権利回復に向けて』なる会合が持たれた(於、札幌市民ホール)(参加者四〇名)。これはヤマモト教授が二〇〇八年来札の折にアイヌ民族補償に関する講演を行ったが、その後のアイヌ民族政策の展開ないしそれに対するアイヌ民族当事者の生の声を聞き取りたいとの要望に基づくものでもあった。

その第一部として、「アメリカ補償法学からのメッセージ」

として、吉田からヤマモト教授の補償法学の紹介、そしてそこで示された4Rないし関係和解のプロセスの枠組みに即してみると、アイヌ民族問題の課題はどのようなことになるかという分析を行った。次に第二部として、「アイヌ民族政策に関する意見交流会」ということになり、アイヌ民族の側からの政策要望、現状に対する不満、その克服に向けての計画を巡る議論となった。発言者の順で記すと以下の如くである。

すなわち、(一) 小川早苗さんは、文化振興法ができたけれども、アイヌ民族の貧困問題は悪化しており、就職の機会も改善しない。そういうアイヌ民族の不利益については、なかなか発言できない。アイヌ民族の団結力が低下しているとされ、(二) また多原良子さんは、ハワイ原住民の医療・教育支援がどのように具体的に展開されているかを知りたいとされ、他方でアイヌ民族の文化振興の場面でも、国による足かせがあり、元来のアイヌ民族の文化ではないと指摘された。以上に對しては、ヤマモト教授は、ハワイ原住民民族について、一九九三年から進められている関係和解は、単に文化保存を超えて、自己統治(民族自決の人権)の原理により、土地・資源・経済についてのコントロールが求められて、ひいては、ハワイ原住民民族にとつての経済的正義が追求されているとされ、原住民の女性も民族の

自己決定権を求める重要な主体であるとされた。

さらに、(三) 小川隆吉エカシ(滝澤正さん代読)からは、日本の先住民民族政策(アイヌ民族政策)は、文化中心で行くべきであり、他国をモデルとすべきではないと、有識者報告書を書いた常本教授(北大先住民センター所長)は言うけれども、賛成できない。これについてどう考えたらよいのか。北大の教員による盗掘は、北海道のみならず、樺太や千島に及んでおり、アイヌ民族のそれにとどまらない。この返還問題は国際的課題と考えるがどう思われるかという質問が出された。また(四)清水裕二エカシからは、



アイヌ民族との交流会

北海道アイヌ協会の意思決定は、本当にアイヌ民族の気持ちを汲んでいるのか疑問があり、さらに、マオリ民族に見られるような主権に基づく抵抗がない。常本教授の言う、日本型先住民政策や遺骨返還訴訟におけるアイヌコタンがないから返還に応じないとの主張には賛成できない。これらについてどう考えたらよいのかと言うものだった。これについては、ヤマモト教授は、ハワイ原住民民族とアイヌ民族とは異なるところがあるが、共通に語れるところも多く（例えば、土地、水などの資源、教育、医療、埋葬遺骨返還などに関する民族の自己決定の人権がそれである）、この点では小川エカシの指摘のとおりだとされ、また、民族の自己統治の組織体を裾野広く分極的に原住民から選挙で選ぶというのが、ハワイ原住民民族での扱いであり、これをモデルにして、アイヌ民族の組織強化が図れないかとされた。

その上で、原住民の正義のための戦いは、長期的な思慮を要するものであり、補償の原理ないし組織原理を固めることが重要で、他方で、他の組織体（例えば、ハワイ原住民民族の場合には、日系米人、アメリカ原住民（インディアン）、人権団体など）からの支援が不可欠である。自分も、アイヌ民族の将来的課題解決のために、国際的協力のためにこうして北海道に来ているのであり、今後とも国際的連携のために尽力したいとの感銘を

与える言葉で締めくくられた。ヤマモト教授によれば、この会合は、「先住民の生の言葉による訴えには、緊迫感があり、大変密度が濃いものだった」と評されたが、そこに居合わせたすべての者に国際的支援のエネルギーと感動を与える、近年にない印象深い集会だったように私には思われた。体調が優れない中、トップコラバ企画の代表者として北大に来て下さったヤマモト教授の御好意に深甚の謝意を表する次第である。北大での講演会はすべて討論も含めて英語で進行的だったが、アイヌ民族との会合では、英訳は北大メディアコミュニケーション研究学院のJ・ゲーマン教授の尽力によった。記してお礼申し上げる。

（文責 吉田邦彦）

北海道大学法学会記事

〇二〇一五年十一月二四日(火) 午前一〇時より

報告テーマ「ヨーロッパ及びアメリカ合衆国の難民・庇護の
法政策の近時の展開——補償、市民権(公民権)及び正義の
領域との関係べ」(“Recent Developments in European and
American Refugee and Asylum Law and Policy: Related to
Reparations, Citizenship, and Spheres of Justice”)

報告者 D・エイブラハム教授

(マイアミ大学ロースクール)(現在ベルリン・社会科学研究
センター)(Wissenschafts Zentrum Berlin (WZB) (in English,
Berlin Social Science Research Center))

*参考文献: David Abraham, *Law and Migration: Many
Constants, Few Changes*, in: MIGRATION THEORY: TALKING
ACROSS DISCIPLINES (3rd ed.) (Routledge, 2015): do., *Immigrant*

*Integration and Social Solidarity in a Time of Crisis: Europe
and the United States in a Postwelfare State*, 1 (2) CRITICAL
HISTORICAL STUDIES 216 (2014)

出席者 一〇名

一・トップコラボ研究会の第五弾で、報告者は、アメリカ移民
法の代表的論客エイブラハム教授(移民法は、アメリカ法学で
は近時もっとも注目度が高い分野であるが、多くの研究者は実
務志向の細かな論点を扱うのに対して、同教授は、それを踏ま
えて、理論化する数少ない貴重な論者である)であり、しかも、
元タドイッ史(とくに、ワイマール共和国のそれ)について、
プリンストン大学で講じていたこともあり、アメリカの法学者
の中でも、歴史学、政治理論、社会理論、哲学などとの学際的
分析ができる傑出した論客である。

これまでの同研究会の演者としては、補償法学の専門家を招
聘してきたが、何故移民ないし民族移動問題や市民権(公民権)
の専門家である今回の論客と補償法が繋がるのかを説明すると
ころである。すなわち、補償の目的は、関係和解にあり、民族
抗争となった事後的処理として、負の連鎖(復讐行為の応酬)
を避けて、それを転換させて、どのように関係を正常なものに

巻き戻していくかが、その究極目的であり、関係当事者間の「修復的正義」(restorative justice)とも言われて、多文化社会化が進む移民を巡る民族対立・抗争ないし移民包摂(包有)に関わる移民法学・市民権(公民権)法学及びそこにおける鍵の概念となる「統合」(integration)プロセスとも連続的である。

また、「補償」(reparations)でなされることは、——第三弾における演者のトービー教授(二〇一五年六月七月)の類型学が示すように——「象徴的補償」(日系米人の収容問題や慰安婦問題のそれなど)と「経済的補償」(黒人(アフリカ系アメリカ人)やアイヌ民族補償、ポスト・アパルトヘイトの補償など)との分類における後者では、所得再分配(income redistribution: redistributive system)の制度的・構造的問題を扱うが、移民問題においても、関係各国の「福祉国家(welfare state)制度」(それは所得再分配の制度である)のあり方の帰趨の検討と密接不可分であると考えるのが、エイブラハム分析のポイントであり、こう考えると、補償と移民問題、また公民権(citizenship)問題とは、相互交錯する密接課題であることがわかる。

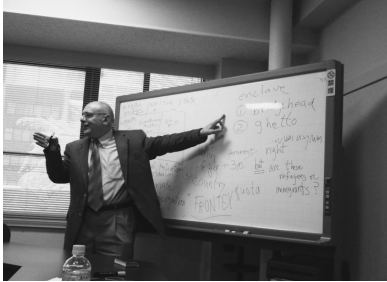
二. エイブラハム報告では、移民問題においては、①一見移民

法研究者の大方がサポートするのは、移民者を巡る国際人権法(国際人道法)上の配慮から、《できるだけ寛大に移民者を受け入れる方向性》と②関係諸国の福祉国家的配慮、すなわち、所得再分配の配慮から、《市民権(公民権)の構成員をある程度限界を設けざるを得ない——だから移民をある程度制約して排他的政策も不可避だという方向性》とが矛盾・相克しているという理論的示唆(いわば、「移民法におけるパラドックス」を、移民法上の根幹の課題として指摘する。そして、アメリカでは、前者が強調されて、他方で後者の側面が弱く(「入り口が広く、奥行きがあまりない」、アメリカを福祉国家と位置づけない論客も少なくない。他方で、ヨーロッパ、とくにドイツなどでは、後者の側面が強く、市民権(公民権)の排他主義的性格が浮き出たりする(「奥行きが深い分、入り口は概して狭い」)。それゆえに、長年のトルコからの外国人労働者の格差・差別問題があり、近時のシリア難民問題は深刻なドイツ福祉国家の構造変革を迫るものがある。いずれにせよ、国境問題は閑却できないと言って、その内国人は、憲法上の平等主義的要請があっても、対外的に外国人との関係では統治権の行使として、差別的待遇は否定できないというディレンマが残る。一見人道上保守的な帰結だが、それは進歩的な福祉国家的配慮と不可分のもので

あるわけである。

以上を踏まえて、シリア難民などに代表される大規模な移民・難民・庇護、民族移動問題にどう対処すべきかが、当面の課題とされた。グローバル化の帰結としての移民の受容ゆえに、関係当事国の福祉国家性は薄められざるを得ないのか、他方で、新自由主義の台頭や再分配予算の制約という課題にどう答えたらよいのか、について議論された。

他方で、民主主義理論との関係を問題とされた。第一に、従来の伝統的な世俗的・普遍主義的なりベラリズムはしばしば国家単位での統合を目指した（例えば、ロールズの正義論、ハーバーマスの



北大法学研究科での講義風景（2015年11月24日北大法学研究科センター会議室）

「憲法的忠誠主義（Verfassungspatriotismus）」（憲法愛国主義と訳するのは誤訳であろう）などの中立的・世俗的（宗教との分離）な手続的議論。しかしこれに対して第二に、「多文化主義」（multiculturalism）ないし「承認・差異の政治」（politics of recognition; politics of difference）の論者からの批判がなされた（例えば、Ch. テイラー、W・キムリッカなど）。しかしヨーロッパ諸国におけるイスラム移民との関係の悪化に端的に見られるように、多文化集団の分裂の悩ましい状況の克服が余儀なくされている。そこで第三に、エイブラハム教授などが説くのは「統合主義」（integrationism）であり、その際に、言語教育や公民教育・人権教育、政治的参加、文化的融合などが問題とされる。もつともこうした理論展開で、うまく現代の移民・難民の危機的状況を凌げるかについては、結論は示されなかった。

三、質疑では、第三段階の「統合」の問題は、第一段階の「リベラリズム」の伝統的理論と、普遍主義の面で接近することにならないかという質問を吉田が出してみたが、第二段階の「多文化主義」を経由しているかどうかで、やはり異なると返事された。その他、第一段階の手続主義的理論の意味についても、ゲイマン教授から確認的質問が出されたが、これについては、

実は実体的・手続的の区分は、それほど截然としていないとのことであった。

ところで、エイブラハム教授と吉田は、その後、韓国に移動し、ソウル大での北大とのジョイント・シンポの一環で催された、一月二六日午前には、同大学社会学部の韓相震^{ハンサン}名誉教授が主催する「リベラリズムをどう考えるか」とのラウンドテーブル・シンポにも参加した。そこでも先ほどの理論的展開が論じられたが、吉田は、アジア諸国においては、——特にわが国の場合——同質主義的な国家主義の色彩も強く、本当の意味でのリベラリズムも根付いていないことにも鑑みると、やはり上記第一段階の定着自体も課題ではないかと議論した。韓名誉教授自身も、補償ないし関係和解の問題（「移行的正義」(transitional justice)の問題として扱われる）について、ハーバースのコミュニケーション的行為理論を導入しようとしており (HAN

SANG-JIN ED., DIVIDED NATIONS



北大でのセミナー風景

AND TRANSITIONAL JUSTICE: WHAT GERMANY, JAPAN, AND SOUTH KOREA CAN TEACH THE WORLD (Paradigm Press, 2012) 10-13) これは第一レヴェルの「憲法的忠誠主義」の一環として捉えられるので、やはり第一と第三の関係は必ずしも明瞭ではないように思われる。

更に、一月二七日には、吉田の「補償と移民のプロセス理論の総合的考察」なる報告とともに、エイブラハム教授は、「過去との向き合うことの日独の対応についての比較考察」(Some Comparison of German and Japan Treatments of War and Persecution)と題する報告をされた。これは一見補償問題についての日独の相違について扱うかのごとくで、確かに日本の移民・難民政策の特殊性(その比較法的乏しさ)の指摘もあったが、日独の単純対照という話でもないとする。すなわち、移民事情の歴史的分析をすると、そ



韓教授(手前左側)によるラウンド・テーブル・シンポ(ソウル大社会学部中民研究所)(2015年11月26日)

四、以上のように、エイブラハム教授の東アジア訪問による連続講演は、大変実り多きもので、この一年半あまりかけて行ってきた世界的トップランナーの招聘の《しんがり》にふさわしいすばらしい



ソウル大学ロースクールでの北大との
ジョイント・シンポ風景 (2015年11
月27日正午から)

の排外的政策は、世界的に五〇年代ないし六〇年代では強く、そういう環境の下では、補償行為はドイツにおいても、進展せず、ドイツでも一九七〇年のブランド首相の象徴的謝罪行為、八〇年代半ばのワイツゼッカー大統領の戦後四〇周年演説があるが、個人補償が本格的に進んだのはその頃からであるとする。他方で、日本では、補償論は遅れ(被害者観が強く、関係和解論はなお新しく、謝罪の捉え方も欧米と異なるとする)、移民・難民問題の動向次第では、補償問題の動向に影響するという示唆的見解を示された。両問題の融合的・歴史的考察は、類を見ない克明な分析で、同教授の報告論文の活字化に注目したい。

報告だった。しかし――ソウルでの慰安婦問題の日程との関係で――講演当日は、大雪という悪天候と午前の研究会ゆえに、参加者が少なかったのは、遺憾な事態であり、遠方から来て下さった同教授に申し訳なく思う。ともかく、これまでの関係各位ないし同僚諸氏の御協力にお礼申し上げます。

(文責 吉田邦彦)



ソウル大学ロースクールで。パート
ナー役を務めてくださった尹眞秀教
授(左)と梁鉉娥教授(右)



ソウル大での学生の質問に対応するエ
イブラハム教授